

輸出したものを輸入(再輸入品・返送品用)

(提出書類は、荷送り状1通につき、1申請分をご送付ください。)

先に輸入した外国製造製品を品質不良等の理由により外国に返品し、再輸入する場合若しくは先に輸出した自社製品が品質不要等の理由により輸出先から返送されてくる場合、又は輸入業者(毒劇法第4条に基づき、毒物又は劇物の輸入業の登録を受けた者をいう。)以外の者が先に輸出した製品が輸出先から返送されてくる場合の手続きになります。

<書類提出先>

〒330-9713 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館7階
「厚生労働省 関東信越厚生局 健康福祉部 薬事監視指導課」宛て
電話番号:048-740-0800

提出書類 (書類の様式) (提出部数)	内 容(書類は A4の普通紙)
輸入確認申請書 (様式1) (2通)	<ul style="list-style-type: none"> ・輸入者の氏名・住所と輸入品の品名・数量等を記載するもの。 ・1通は、輸入確認証として「厚生労働省関東信越構成局長」印を押印の上輸入者に交付するもの。
<輸入時> 仕入書(Commercial Invoice)の写し (1通)	<ul style="list-style-type: none"> ・発送元や納品元が輸入者宛てに発行した書類で、輸入品の納品内容(品名・数量・内容成分等)が記載されている書類(注文書等は不可) ・Commercial Invoice がない場合、「内容点検確認書」(国際貨物:通関業者)又は「保留国際郵便物事前内容点検願書」(国際郵便:税関)を入手し提出すること。
<輸入時> 荷送り状の写し (1通)	<p>下記の中からいずれか1部(Invoice 番号が確認できること)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航空運送の場合 航空運送状(AWB)のコピー ・海上運送の場合 船荷証券(B/L)のコピー ・国際郵便の場合 税関から届いた「外国から到着した郵便物の税関手続きのお知らせ」(はがき)のコピー
<輸出時> 仕入書(Commercial Invoice)の写し (1通)	<ul style="list-style-type: none"> ・発送元や納品元が輸入者宛てに発行した書類で、輸入品の納品内容(品名・数量・内容成分等)が記載されている書類(注文書等は不可)
<輸出時> 荷送り状の写し (1通)	<p>下記の中からいずれか1部(Invoice 番号が確認できること)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航空運送の場合 航空運送状(AWB)のコピー ・海上運送の場合 船荷証券(B/L)のコピー ・国際郵便の場合 荷送り状(送付伝票)のコピー
<輸出時> 輸出申告書(輸出許可証)の写し (1通)	<ul style="list-style-type: none"> ・輸出時の Invoice 番号や AWB 番号が確認できるもの。
毒物劇物製造業等登録票 (輸入業等の登録を受けていない場合提出不要) (1通)	<ul style="list-style-type: none"> ・毒物劇物の製造業、輸入業、又は販売業の登録票及び登録品目書(品目登録済証)
委任状 (様式10) (代理手続きの場合のみ) (1通)	<ul style="list-style-type: none"> ・輸入者自身ではなく、第三者が輸入確認申請手続きをする場合には、「輸入者からの委任状」が必要
切手を貼った返信用封筒 (1通)	<ul style="list-style-type: none"> ・発給した輸入確認証を輸入者等に郵送する必要があるため、宛名を記載し切手を貼付した封筒を同封(信書便事業者による信書便の利用も可)

[様式1]

輸入品が毒物、劇物のいずれかに該当する区分を記入する(2つ以上の区分がある場合は併記すること。以下同様)。

毒物
劇物

輸入 確認申請書

品名	数量	業登録等の有無及びその種類
<p>Invoice に記載されている名称と数量(単位:個、kg、錠等)を記入し、書ききれない場合は、この欄に「別紙のとおり」と記入し、別紙を添付する(Invoice を別紙としないこと)。</p>		<p>毒劇物輸入業登録を受けた者は、毒物劇輸入業と記入する。</p>
輸入の目的	<p>①試験研究・社内見本用、②個人用、③医療従事者個人用、④再輸入品・返送品用、⑤自家消費、⑥その他 ④再輸入品・返送品用に○印を付す。</p>	
誓約事項	<p>☑上記輸入の目的のために使用するもので、他に販売、貸与又は授与するものではありません。 ☑当該輸入品に、誓約内容を確認の上、☑と記載する。意見の聴取その他の必要な協力を行います。 ☑毒劇物の輸入品に、輸入品の製造業者名及びその国名を記入する。書ききれない場合は、「別紙のとおり」と記入し、別紙を添付する(Invoice を別紙としないこと)。</p>	
(製造業者名)		(国名)
輸入年月日	船荷証券、航空	到着港又は蔵置場所
当該申請に 手続を申請 わつて行く る場合	<p>・輸入品が日本に陸揚げされ、蔵置された年月日を記入する。 ・郵便物の場合は、税関外郵便出張所から送られてきた通知はがきの通知年月日、未到着の場合は到着予定日を記入する。</p>	<p>輸入品が保税蔵置されている場所の名称を記入する。 (例:○○税関○○外郵便出張所 等)</p>
備考	<p>再輸入・返送に至った理由及び今後の措置について記載する。</p>	<p>当該申請に関する手続を申請者に代わって行う者がいる場合は、その者の氏名、住所及び連絡先を記載する。</p>
確認欄	特記事項	

上記により、毒物 劇物の輸入に係る確認を申請します。

関東信越厚生局から、内容について照会できる担当者の氏名と連絡先を記入する。

関東信越厚生局へ提出する年月日を記入する。

年 月 日

住所 東京都千代田区霞が関○-△
 連絡先 03-xxxx-xxx
 氏名 ○○株式会社
 代表取締役社長○○××

申請者の住所と品目の送付先が異なる場合、INVOICE 及び AWB 等に記載された送付先の情報を記載する(INVOICE 及び AWB 等の情報が一致しており、宛先が自社の施設であること)。

(送付先の名称) ○○会社○○営業所
 (送付先の住所) 埼玉県さいたま市×
 (送付先の連絡先) 048-xxx-xxx

- ・この書類のみ、2通作成する(1通は、輸入者に輸入確認証として交付する為のもの)。
- ・間違って記入した場合は=線を引く、その上段に正しく記入する。
- ・修正液での訂正は不可
- ・別紙を添付する場合は、日本工業規格A4とする。

[様式8]

委 任 状

年 月 日

厚生労働大臣 殿

年 月 日付けで申請する輸入確認について、書類の提出等の事務手続きを下記の者に委任いたします。

所在地：
氏名又は法人名：
連絡先：

以上

輸入者名